

平成28年度第1回長野県地方税制研究会

日 時：平成29年1月27日（金）午前10時～正午
場 所：長野県庁議会棟3階 第一特別会議室

1 開 会

（須山企画幹兼課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から平成28年度第1回長野県地方税制研究会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入るまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課企画幹の須山昌明と申します。

初めに、この研究会はこれまでどおり公開とさせていただきます。会議結果につきましては、後日、議事録の要旨を公表させていただきます。

2 あいさつ

（荻原税務課長）

税務課長の荻原浩文と申します。総務部長の小林がごあいさつするところでございますが、平成29年度当初予算の知事査定が始まっており、研究会を欠席させていただいております。代わりに私がおあいさつを申し上げます。

本日は長野県地方税制研究会を開催させていただいたところ、委員の皆様方にはお忙しい中お集まりいただき、お礼を申し上げます。

この研究会は平成23年度に発足して以来、各種政策税制や、いわゆる入山税の検討など、本県の税のあり方について検討を行った際に貴重なご意見を賜ってまいりました。

今回議論いただく長野県森林づくり県民税につきましては、前回の延長の際に皆様から「継続」とのご意見をいただいたところでございますけれども、現在、不適正受給が問題となっており、ご審議をいただいた皆様には大変ご心配をおかけし、お詫びを申し上げます。

森林税は、平成29年度末をもって適用期限を迎えることから、そのあり方について皆様からご意見を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の研究会が有意義なものとなりますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（須山企画幹兼課長補佐）

会議に入る前に、本日の研究会は平成28年度第1回目にあたりますので、新たに加わった委員さんをご紹介します。

三井哲委員さん、前任の小林明さんの残りの任期、平成29年7月14日まで就任していただきます。

次に、お配りしてある資料の確認をお願いします。本日の会議資料は、次第に記載の配布資料一覧のとおりでございます。不足等ございませんでしょうか。

それではこれより会議に入らせていただきます。会議の進行は、研究会の設置要綱で座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしくお願ひいたします。

3 会 議

(1) 長野県森林づくり県民税について

(青木座長)

委員の皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

今、新任の委員のご紹介がありましたが、三井委員さんから一言いただければと思います。

(三井委員)

こんにちは。昨年から長野経済研究所にまいりました。前任の小林の後任ということで、この委員を引き継がせていただく形で、お世話になります。しっかりやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(青木座長)

ありがとうございます。それでは早速、議事に入らせていただきます。この研究会はいつもながらシナリオがありません。時間配分等々でご迷惑をおかけしますが、忌憚のないご意見をお願いいたします。決して御用委員会になるつもりはありませんので、県民の目線で正しいと思われることを、遠慮なく、ご発言いただければと思います。

特に今回、我々が集められ、意見を聞かれているのが「森林づくり県民税」です。これについてどのような審議をするのか、次第にすら書いてない、「森林づくり県民税について」です。4年半前に第2期の森林税報告書というものを我々が出しました。後で部分的に触れることもあろうかと思いますが、その当時も研究会として満足のいくものができたかといえば決してそんなことはなく、そのあと4年半、なんの報告もなく放置され、我々からすれば違和感のあるところであります。5年に一遍呼ばれ、何か言えばいいのか、常識から外れていると思いますが。いずれにしろ、今日は第2期の成果について深くたずねていきたいと思います。

我々も大北森林組合不正受給の報道に接して、先ほど課長から「心配をかけ」との言葉をいただきましたが、怒りに近いものがあります。我々が継続を認め、県民の方に超過でいただいている税金が約2億円も不正に使用されたとのことですので、責任を感じております。

森林づくり県民税は超過課税で、しかも目的を決めているものです。決して税金がありきではなく、まずは事業があってこそという当たり前のことを改めて繰り返させていただきます。その意味でも第2期の4年間、さらにさかのぼって9年間の取組成果、そしてこれから何をやっていくのか、今回、次回とお聞きしてまいります。

その前に、大北森林組合の補助金不正受給事案が発生し、我々が認めた森林税、使い道が正しいので認めましょう、とOKした税金が使われておりますので、経緯と再発防止策についてお聞きをしなければ、本題である森林税の現状確認と今後の展望に入ってはまいれません。まずは前提条件としてこの事案について報告をお願いいたします。東京の人間は報道で触れる程度でしたので、事務局から簡潔に事案の背景、現状、原因及び再発防止策をご説明ください。再発防止策を確認し、森林税の検討について委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

(長谷川森林政策課企画幹)

県の森林政策課企画幹をしております、長谷川と申します。この問題を担当しておりますので私からご説明申し上げます。

まず、このような大きな事案が発生させたこと、研究会に対する説明の機会が今回にな

ってしまったことを改めてお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

説明に入らせていただきます。資料6をご覧ください。

この問題が発生して以来、全力で再発防止、事案の解決に取り組んでいるところでございます。途中段階のものも含めまして、説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。県の対応状況について、全体の状況をまとめております。

一昨年、平成26年12月に組織的に把握し、調査を開始しました。

翌1月に事案を公表、4月に弁護士、公認会計士、大学教授の3名からなる検証委員会を第三者の専門的機関として設置し徹底した検証を行っていただき、7月に報告書がまとまりました。8月7日に県の対応方針を定め、返還請求、刑事告発、関係した県職員の懲戒処分に取り組んでまいりました。現在、再発防止に向けて、大北森林組合に限らず全般の森林組合の内部管理体制の強化、県職員の意識改革・県組織の風土改革に取り組んでおります。

資料2ページをご覧ください。全体の不適正金額でございますが、林務部の全ての事務事業に関する緊急点検の結果、856件約15億93百万円の不適正受給が判明しました。このうち森林税を財源とするものが約2億25百万円でした。不正受給の9割が大北森林組合のもので、769件14億52百万円でした。

資料3ページをご覧ください。森林税活用事業にかかる不適正受給の概要でございます。

1つ目が「みんなで支える里山整備事業」間伐を推進する事業でございますが、大北森林組合を含め3者の不正が判明しました。本来、事業完了後に申請を行うべきところ、事業の一部または全部が未完了の状態です。申請したもの、もしくは、間伐率に一定の基準がありますが、その間伐率が不足しているなど補助要件に適合していないもの、短期間に同一の作業申請を認めていなかったのですが、それが部分的に重複していた。

2つ目の「地域で進める里山集約化事業」こちらは、整備の遅れている里山に同意取得を支援する事業ですが、同意取得後翌年度までに森林整備を行うことが要件となっております。これが実施されない場合は補助金の返還になるというルールを設けておりました。こうした中、大北森林組合ほか2者において、集約化事業は行われていたもののその後の間伐が期限までに一部または全部で実施されていなかったため、補助金返還となりました。

「森林づくり推進支援金」こちらは、市町村の独自の取組を推進する事業ですが、事業メニューの一部として、森林整備に対する嵩上げ補助が可能となっております。今回緊急点検をするなかで、森林整備そのものが不適正なものがありまして、併せて不適正と判定せざるをえないものです。

経過につきまして、資料4ページをご覧ください。森林税の事業とそれ以外の財源の事業が一体的に発生しております。大北森林組合がほとんどですので、大北森林組合の案件につきましてご説明いたします。

下の箱をご覧ください。説明をお聞きください。

平成16年に県でアクションプランを策定しましたが、もともと、北安曇地域は森林整備が進まない地域で地方事務所と組合の関係も疎遠でした。平成17年、組合は赤字決算を出し、事業改革のため、搬出間伐等への対応のため道を作っていかうということになったのですが、この作業道補助金の自己負担分が赤字として残るといった背景がありました。

一方、県では、平成18年、小谷村で中学生がクマに襲われる被害があり、地域の森林整備を進めようという機運が高まり、組合に代わり地方事務所が所有者の取りまとめを行った、本来県職員が行わない業務を行い、業務量が膨大になっておりました。

こうした中で、平成19年度末に向けて本庁から北安曇地方事務所に予算消化の依頼があり、林務課長の指示の下、未完了の事業でも申請するよう組合へ依頼したことが不適正申請のきっかけとなりました。一方、組合から、アクションプラン等の協力の前提として作

業道の補助残について補てんの主張がありました。平成20年頃、担当者が補助要件に逸脱した申請を認めるような行き過ぎた助言を行ったこと、地方事務所において業務多忙等を理由に十分な調査を行わない、という誤った対応が、組合の不適正申請を助長しました。

さらにその後、組合は県の甘い対応を見て、不適正申請を増大させ、運転資金等の必要から不適正受給を恒常化する状況となりました。しかし、地方事務所では、業務多忙や現地調査業務の慣例踏襲により、引き続き、不適正申請を見逃す状況が続きました。

最終的には、平成26年に地方事務所造林担当者の報告により事案が発覚したという状況です。

資料5ページをご覧ください。大北森林組合が不適正に受給した金額は、県の調査、委員会での検証、国とも精査した結果、約14億52百万円。このうち、道を作る事業、ここに森林税は入っておりませんが、未施工、つまり、ほとんど事業が実施されていないというようなもの、もしくは全く事業がなされていないというものが約4億71百万円。これにつきましては明らかに相応する経費がなく、何らかの形で組合が不当に利益を得ていたものと考えております。

残りの事業、こちらには森林税が入っておりますが、道のほうで単価がおかしいもの、間伐で申請時点では完了していなくてルール違反ではありますが、ある程度の作業が実施されたもの、実施内容が要件に合っていないもの、また、道のほうでは工事は行われたものの町道との重複が認められていないために返還が必要となったもの、集約化で同意は取り付けたものの、事後要件である間伐の実施が行われていなかったものなど、事業内容や時期が不適正であり補助金返還を求める結果となったものの、間伐等の施業は行われており、森林整備に使われていたものが約9億82百万円あるという状況です。

6ページをご覧ください。昨年11月5日に県民向け説明会に有識者の方々にまとめていただいた事案の全体像です。現在公判中の刑事事件の内容を踏まえてまとめていただいたものです。補助金の不正受給を始める前の平成19年頃から組合の元専務が下請けの小橋興業を通じて着服を行っていたと考えられております。元専務は北安曇地方事務所に赤字補てんを要求し、県の補助事業を利用した着服を平成20年8月に開始し、検査を実施しないという同課の対応を利用して不適正申請を増大させ、私的利益を得たという状況です。私ども本庁林務部もこうした現地の対応把握を怠ったという厳しいご指摘もいただいております。長期にわたる不適正申請を防げなかったことは大変な反省であります。

7ページをご覧ください。お金の面での状況でございます。

大北森林組合以外も含め、不適正に受給された補助金総額は約16億百万円、これには国への返還が必要となった県の事務費・人件費への補助である指導監督費を含みます。このうち森林税が約2億25百万円という状況です。これまで大北森林組合等に対し法的に最大限可能な約9億65百万円、うち森林税約1億54百万円を返還請求しております。昨年9月に国から返還命令を受け、11億36百万円を国庫に返納いたしました。国庫返納を行ったものの、組合等へ返還請求できていないものについては、大北森林組合等に対する損害賠償請求を行うとともに、「しごと改革」による経費削減に取り組んでいるところでございます。

8ページをご覧ください。刑事裁判の状況でございます。検証報告を踏まえ、平成27年8月に大北森林組合と組合役員に対し補助金適正化法違反で刑事告発を行っております。その後、警察等の捜査が行われる中、大北森林組合及び元専務が同法違反の容疑で起訴され、現在公判中でございます。元専務につきましては、組合への詐欺、いわゆる着服でも公判中でございます。どちらの容疑にいたしましても、組合、元専務ともに起訴事実を認めております。

9ページをご覧ください。県職員に誤った対応があったということで懲戒処分を行っております。具体的には下の箱になりますが、大北森林組合の一部事業が交付申請時まで

完了していないことを知りながら補助金を交付していた、適正な検査業務を行わなかった、当時の職員16名、退職した方も含めて処分をしております。未完了箇所の報告を受けながらも、先に完成を急ぎなさい、と誤った指導をした本庁職員2名を減給等の処分にしております。併せて、管理監督者につきましても、アクションプランの問題、予算消化の問題について把握をしていなかった8名が減給等の処分を受けております。併せて、知事自身の責任を明確化するというところで報酬の減額を実施したところであります。

これらの経過を踏まえ、現在、全力で再発防止に取り組んでおる内容でございます。主要なポイントにつきまして説明させていただきます。全庁的な問題としてコンプライアンスを推進するというところで体制整備を進めております。新たに総務部にコンプライアンス推進室が設置され、外部の方も加わっています。併せて、意識改革・組織風土改革・しごと改革という3本柱で取り組みが進められております。

林務部といたしましても事案を発生させた大きな反省がございます。まずは組織風土を改革していこうということで、本庁と現地できちんとコミュニケーションが取れていなかったという大きな反省を踏まえまして、部長トップ自らが現地の課題を直接把握するという取り組みを行っております。

また、造林事業だけでなく、今後このような問題を起ささないために、事務事業全般、311項目の提案について一つ一つに優先順位をつけて業務の改善に取り組んでおります。具体的には、大きな柱となっているのが、造林事業の運用の改善でございます。それと森林組合の問題でございます。

造林事業の運用につきましては、かなり細かい点も含め取り組んでおりますが、大きなものは2点。まずは、申請者側からきちんとしたものを提出していただくということで申請書類の改善に取り組んでおります。基準があいまいだった写真の枚数をマニュアル化するといったルール改正を行い、事業者の皆様に周知徹底を図り今年春から取り組んでいる状況です。運用の部分について改善を行ってまいりましたが、今後も状況を見ながら改善をしてまいります。特に今回の問題で大きな反省である現地調査につきましては、2人体制で実施することで体制を変更しております。現地調査、その場で見逃すこともあるので、調査員と副調査員の2人体制で実施することを全県の体制としております。

併せまして、森林組合の問題について、2年に1度の検査を毎年検査に変更しました。県職員だけでは専門性に欠けますので、公認会計士の方に同行を依頼しました。検査だけでなく改善を促していくために、上部機関である県森林組合連合会に委員会を設置し、経営マネジメント、会計、ICTへの改善指導を秋から実施しているところです。

検証委員会の方々にも、引き続き、林務部改革推進委員会の内容指導及び検証を依頼しております。

平成28年度の取組について評価を始めたところですが、緊急的に始めなければならないことはある程度手当てできたのではないかと考えておりますが、引き続き不断の努力を続けてまいります。以上です。

(青木座長)

ありがとうございます。補助金不正受給に使われた森林税約2億2500万円のうち、第1期、第2期のそれぞれの内訳を教えてください。第2期を認めた我々の責任の範囲を明確にしたいというわけではなく、全体に責任を持っておりますので。

(長谷川森林政策課企画幹)

多くは平成19年から25年に起こっております。第2期、平成25年以降で約2,400万円、第1期で約2億円です。

(青木座長)

ありがとうございます。長野県にいる方は毎日のように報道に接しているわけですが、何かご質問あれば。沼尾先生、いかがですか。

(沼尾委員)

ご説明ありがとうございました。今回、補助金不適正受給の問題が出てきたのですが、組合幹部が私的利益のために着服したことと県の誤った指導、そこがフォーカスされていて、それに対する改善取組としては、コンプライアンスの問題や現場をしっかりとチェックしていくということにかなり重点を置いた対応策をあげられていると思うんですね。ただ、このあとの森林税の継続にもかかわるのですが、おそらく、もう一方で、森林・林業を取り巻く根本的な問題があって、現場では、森林整備の担い手確保が厳しいとか、森林組合の経営がなかなか成り立たない、山を手入れしようとしても地権者の同意を得るのが難しいといった、マンパワーの不足や運営上の問題もあります。そういったことを考えると、そもそも年度末に予算が消化されなければならない仕組みであるのを2年間で流動的に予算を使える仕組みにできるような工夫を考えると、何か、財政上の規律を損ねない形で効率的な財政支出を促すような工夫を考えられないのでしょうか。大事なことは、払った税金あるいは受け取った補助金が適正に山に投下され、森林がきちんと整備されていき、県民や国民に還元されていくということだと思います。

説明責任を果たして税を適切に使っていくための予算の仕組、財政運営のあり方、チェック体制、そこをどういうふうと考えていけばいいのかという点が取り組みに見られないという印象を受けました。無論、複数年度予算は一步間違えるとジャブジャブな使い方になりかねないので、そこをきちんとチェックした上で県民に説明できるような仕組み、かつ、現状を踏まえながら成果を出すためには何が必要なのかという、根本的な、県の執行体制に関する課題への検証が見えてこなかったのですが、そこについて考えていることがあれば教えてください。

(青木座長)

本来であれば総務部長がいればよいのですけれど。お答えできることがあればお願いします。

(長谷川森林政策課企画幹)

その点について重点的に説明できず、申し訳ありません。

予算のあり方についても平成28年度から大幅に見直しました。これまで、国庫補助も入るという中で、予算を組みながら、具体的な要望箇所も年が明けた今の時期、県の予算が確定した後、国と調整を行っておりました。そうすると、現場の要望と予算がずれてしまうという反省がありました。28年度予算から、現場にとってはきついことですが、要望調査の時期を早めて夏から要望を取り、要望に基づいた予算編成を行っています。加えまして、執行段階でも執行管理を行い、複数年度予算は難しいが、繰り越しの制度もあるので、事業完了が難しいものは適切な手続きをとって繰り越しをすることとしております。

併せて、検査の問題につきましても、申請は年6回受け付けて現場に行っていたのですが、雪で現場確認が困難となるため、年明けの受付を廃止して年5回とし、平準化するという取り組みも行っております。説明が不足し、申し訳ありませんでした。

(青木座長)

ありがとうございました。この件は税の本筋ではないので、関わりたくないのですが、再発防止策を確認しなければ森林税の検証へは進めません。今、説明と経緯をお聞きすると、あまりにもむちゃくちゃな体制・運営で。また、最後のページを見るとお役所っぽい言葉ばかりが並んでいて、これで本当に改善するのかと心配です。中身が全く分からないことばかりでどうなのか、とは思ってしまうのですが。疑う気持ちが半分、信用して前向きにやっつけていかなければ長野の森はだめになってしまうという気持ちが半分あります。この改善策についていかがでしょう。もう1回信用してみようということであれば、ご発言をお願いします。

(堀越委員)

この事案は、県民にも説明会が開催されているわけですが、どのくらい県民に理解されていると県は認識していますか。森林税の継続には大きな影響があるかと思えます。

(長谷川森林政策課企画幹)

昨年も11月に説明会を実施させていただきました。実施の方法・内容につきましても多くのご意見をいただいたところです。事案が複雑、長期に渡っており、県民の皆さんにすべて理解してもらうのは難しいと考えております。県議会、県民の皆様にとあらゆる機会を通じて、刑事裁判中でもありますので、節目節目で分かりやすく、丁寧に説明をしていかなければと思っております。

(青木座長)

税務課長にお聞きします。苦情や森林税を払いたくない、といったご意見は税務課にありますか。

(荻原税務課長)

私のところに最近、直接はありません。地方事務所にいたころ、事案発覚当時はそのような電話も何件かありましたが、現在、税務課では受けておりません。

(水本委員)

7ページについて質問させていただきます。税の関係で時効分71百万円とありますが、時効完成とは何年でいつ以前のものをいうのですか。

(長谷川森林政策課企画幹)

地方自治法上、発生から5年で時効となります。起算点については補助金の交付と交付決定から5年経過した時点で法律上は時効、法律の専門家にも相談し、そのように判断いたしました。おおむね平成22年以前のもの、というイメージを持っていただければ。

(青木座長)

いかがでしょうか。冒頭から申し上げているように森林税の検討を始める前提条件というところになります。2回、3回と研究会は開催されますが、資料を出し渋るようなことがあれば信用できなくなります。今日のところは、ご説明いただいた範囲は理解したということでしょうか。

(三井委員)

議論に入る前の確認ということをお願いします。県としては、国に補助金を返還し、コ

ンプライアンス徹底等の対策をスタートさせたということで、森林税以外にも国からの補助金等を活用しながら森林整備を進めてきているが、これで再スタートできる状態になり、今まで通りといえますか、同じように国庫補助金が交付されると考えてよいのですか。

(宮森林づくり推進課長)

森林づくり推進課長の宮宣敏と申します。

平成27年8月に国に状況を説明し、補助金返還もいたしました。本年度補助金について大きく減額はされておらず、国にも県の対応は誠意を持った対応と認識していただき、国庫補助金上の問題はありません。

(青木座長)

期待も込め、同時に改善策の実行に注視しつつ。それでは、我々の本分に入ってよろしいでしょうか。

私のほうから入口の整理をさせていただきますが、資料2-2が前回我々がまとめた報告書です。2-1がその概要版です。我々がこれを知事に提出し、林務部を中心にして具体的な事業の中身を策定されていったわけです。

資料2-2をちょっとご覧ください。恨みつらみで申し上げているわけではないのですが、不祥事を予言するかのような書きぶりをしております。2ページを読み上げます。

「結論から言えば、実行かどうかの判定について地方税制研究会（第5回研究会：7月19日）は、実行されるであろうとの判断を下した。ただし、本報告書にも掲載されている次期森林税の素案は、あくまでも「現時点で構想される」であり、それより何より理想として思い描く包括的かつ詳細な資料とはほど遠い。」

つまり、前回、林務部からは具体的な資料をお出しいただけなかったもので、善意の推測からこのような事業が行われるであろうと判断したものです。

「したがって、地方税制研究会としては今後の展開に警戒感を緩めるわけにはゆかない。」

という異例の文章が挿入されています。4年半目からこのような事態を予言していたわけではないですが、危惧は抱いていたわけでございます。今、この問題について意見を聞かれているわけですが、ぜひ前向きな対応をしていただかないと、また悪口を書くようになってしまいます。

報告書の要点、我々は4つの条件を出しました。本体を読み上げませんので、資料2-1をご覧ください。第1期の検証の資料もあまり見せてはいただけなかったわけですが、5年間やってその成果と次の5年間に変えるべき点ということで、この4点、かなり時間をかけて議論いたしました。

委員の皆さんから頂戴した意見をすべて盛り込みました。4つございますが、特に大事なものは1番目と2番目という位置付けになっております。

今日から検証に入りますが、この4点がどのように守られているのか、実行されたのか。大いに危惧するところでございます。

1番目が「切り捨て間伐」支援から「搬出間伐」支援への方針転換。これが果たして林務部が構想されたとおりに実行されたのかどうか。

2番目が森林づくり推進支援金における県の説明責任の明確化です。少々説明いたしま

す。第1期から、おおよそ税収の2割程度を市町村に交付している。これについて我々、4年半前に危惧しておりました、特に堀越先生から強い危惧の念を示されました。県税として徴収しているのに市町村に交付してしまい、超過課税を行う県の説明責任はどこに行ってしまったのでしょうか、だれが責任を取るのでしょうか。これが2番目の柱です。

第3番目、森林づくり県民税のメインテーマは里山整備なのですが、長野の森全体にも目配りが必要です、ということで、水源林、当時、近隣諸国による買いあさりの問題が出ていたりしましたので、里山で区切るのではなく少し奥山に近い方まで水源林の整備もやった方が県民の理解を得られるのではないかと。

第4番目が長野県単独でやるよりは近隣県と共同で、少し範囲を広げて体系的な森林整備・空間整備をやっていただきたい、というものです。

1番目、2番目のまずはこのあたりの報告をしていただきたいと思います。

(山崎林務技監兼信州の木活用課長)

林務技監兼信州の木活用課長の山崎と申します。関係課またがりますので、私から資料4について説明してまいります。里山整備の関係は全体の林業施策とも関係してまいりますので、その辺の基本的な流れも最初に触れさせていただきます。

1ページをご覧ください。昨年、全国植樹祭を長野県で開催し、長野県の取組を全国に向けて発信する機会を得たところです。左下に九十九谷の写真をつけてございます。こちらにはかつて「鬼の住む九十九谷」とも呼ばれ、災害が続発しました。そうした中、住民等による緑化がなされ、現在の見事な森林によみがえりました。この間、延べ13万人の雇用が生まれ、こうしたことが県下各地で行われてまいりました。現在は森林資源が成熟し、自立的な産業として展開していくという、その端境期に来ております。私たちが目指します・・・

(青木座長)

申し訳ありません。押し気味になっておりますので、簡潔な説明をお願いします。

(山崎林務技監兼信州の木活用課長)

はい。持続的なサイクルを取り戻す取り組みを始めております。

2ページでございますが、生産性の向上というものが欠かせませんので、記載してあるような取り組みを各段階で進めているところです。

また、3ページでございますが、現在、森林資源の情報を誰でも見られるような状況にしております。①にあるような航空機レーザーセンシングを使ってGISを活用して森林資源の状況を確認できるような環境を今年度末までに全県下で整備できる状況になります。こうした取り組みをしているのは長野県と佐賀県だけです。こうしたものを活用しながら森林税の事業地の確保にも利用する予定です。併せてドローン等使い、さらに細かいものが分かるような仕組みを大学等と連携して始めたところです。

4ページでございますが、出口対策でございます。現在「信州の木自給圏」を県下5流域で構築しているところです。記載にあるような視点を踏まえながら、特に消費者の地消地産の観点で木材が地域で生かされる仕組みを加えつつ、木材として付加価値をつけて売っていく仕組みをこの中で議論しているところです。

5ページでございます。長野県の公有林、68万ヘクタールございます。大きく分けると、4つに区分されます。私共、1番力を入れておりますのが一番右側の「林業振興に取り組む森林」です。ここは自立的な林業として効率的に木材を生産する森林です。

真ん中の「里山として管理する森林」は、燃料革命以降放置されている森で、ここが森

林税で支援をお願いしているところです。この里山であっても林業生産に適している森林もございます。そうしたところではできるだけ国の制度も入れながら、「林業振興に取り組む森林」に追い込んでいっています。この他、「公的に管理する森林」「自然の推移にゆだねる奥地天然林」の区分があります。

これを具体的にどのように管理していくのか、それが6ページでございます。特に里山の管理につきましては集落周辺で、写真にありますとおり非常に暗い状況。こうしたところは災害、野生鳥獣の住処にもなり、いろいろな被害をもたらす可能性がありますので、こうしたところの整備を森林税でお願いしているところです。ただし、規模の小さい森林ですので、団地化には非常に苦勞しております。右側の写真にありますような、木の駅プロジェクトのように自立的に森と関われるような仕組みを構築してまいりたいと考えています。

7ページからが、森林税の目標と実績でございます。特に目標に対して実績が上がっていないのが、1番の「みんなで支える里山整備事業 間伐」でございます。平成25年度は目標を達成しましたが、以降、毎年右肩下がりで非常に苦勞しております。また、里山を間伐するにあたって同意を取得する集約化事業でございますが、ここ2年ほどは苦勞しております。さらに、2番目の搬出支援につきましては、確実に数字は上がっているものの、私どもが目標に掲げた数量にはまだ届いていません。また、3番目、「みんなで支える森林づくり推進事業」は県民の皆さんの関心をいかに高めるかという部分ではまだ十分ではありません。

詳細につきましては、説明させていただきます。8ページをお願いします。県民税の執行年度別一覧です。冒頭、大北森林組合の問題を説明しましたが、平成25年度の括弧書き内数で記載させていただいております。全体として6億6千万円余の税収に対して近年は未消化の部分が基金残高として積みあがってまして、平成27年度末で約3億42百万円が基金として積みあがっております。

9ページからが里山整備の実績でございます。1期、2期を通じて折れ線グラフで示したものが目標です。2期以降、目標と実績に差が出ています。平成24年度から、できるだけ国庫補助を入れながら広い面積を整備するという制度設計になっております。国の方向性が平成24年度から大きな面積の中で計画的に整備する森林を支援するようになり、里山のような細かい森林については国庫補助要件に該当せず、国費の部分が減ってきている状況です。面積的にも目標には達していません。

次の10ページをご覧ください。搬出間伐にシフトしなさい、というのが2期継続に当たっての条件でした。長野県の森林について国土調査がありましたが、山については29%という状況で、所有境界が分からないという状況が改善されません。

一方、林業経営にシフトする中で、県全体としては搬出間伐を進めてきています。5年前、平成23年が搬出率40.9%であったのに対し、平成27年は56.8%と向上しています。全体とすると、搬出にはシフトしている。ただし、森林税を活用した事業は切り捨て間伐されたものを道沿いで有効利用可能なものは、地域の皆さんが活用する場合に搬出支援として3,500円/m³出しております、ここの部分は確実に増加してはいますが一気に目標には達していないのが実態です。

11ページでございます。負担割合を示したものでございます。国庫補助事業も2とおりにございます。1つは森林環境保全直接支援事業で、原則「森林経営計画」の樹立森林が対象で面積要件が30ヘクタール以上、そうしたことから細かい森林が拾いづらい状況になってきています。真ん中の環境林整備事業は、保安林などの機能が高い森林が対象となっております。事業主体は原則として市町村、森林組合に限られております。こうしたことから、多様な事業主体が参画しにくいといった状況です。

県単につきましては、1ヘクタール以上、10年以上施業が放棄された森林というしぼりです。

次に、経営計画につきまして12ページをご覧ください。基本的には効率的かつ継続的な施業による安定的な木材供給を実現しようという目的で行われておりまして、市町村が定める一定の区域内で30ヘクタール以上の森林が要件です。これにより、細かいところの整備が進めづらい状況があります。

13ページをご覧ください。具体的な図面等は資料5でお配りしました。資料5は第1期、第2期で実施したもの、森林税以外で整備したところも含めて着色しております。13ページは上伊那郡箕輪町の事例でございます。1期から、集落周辺から事業を展開してきていますが、細かいところが整備が行いにくく同意も取りづらくなっているというのが実態でございます。

14ページをご覧ください。第1期の場合は多様な皆さんが森林整備に関わっていました。特に自伐林家やこうした皆さんが一定の役割を担えた状況があった。しかしながら、第2期になって補助対象の要件が厳しくなり、多様な主体が参画しにくい状況が生まれております。

15ページをご覧ください。森林づくり推進支援金の取組状況でございます。説明責任を明確化しなさいという宿題をもらいました。第1期はたいへん幅広い用途に使っていただく仕組みになっていて、間伐の嵩上げ補助に多く使われておりました。2期からは、森林づくり指針に掲げる理念に適合したもの、「みんなの暮らしを守る森林づくり」以下3事業に限定、右側のフロー図にございますように、地域会議で、チェック・検証できる仕組みに変えております。これにより、長野県は松くい虫の被害が顕在化してきておりますが、そういった地域の課題に取り組むような仕組みに変わってきております。

16ページでございます。平成24年に水源林の調査をしました。フロー図をご覧ください。1,300の水源林のうち、公的管理・所有者による適切な管理が期待できるものが1,034、精査すべきは266か所でした。266か所を精査した結果、すでに公的管理に移行が18、公的管理の必要性が低いものが179、引き続き公的管理を進めるべき水源林は69で、現在市町村と調整をしております。

17ページでございます。間伐材の利活用の取組状況、特に搬出支援の部分です。真ん中にご覧のように、目標には達しておりません。ただし、確実に増加しております。評価としましては、切り捨て間伐の有効活用から搬出を支援対象として進めてきた経過がありまして、一方で路網整備ですとか機械整備が対象外であったり、間伐材の加工先を県内に限定したという課題があります。

以下、間伐材の利用をモデル的に進める取組と人材の育成については順調に進んでいるところでございます。

4点目の改善事項は、お手元に資料7で与党税制改正大綱を添付してあります。こういう動きが出てきてまいりましたので、追ってご覧ください。説明は以上です。

(青木座長)

簡潔なご説明、ありがとうございます。惨憺たる数字が並んでおりますが。

堀越委員には、使途をチェックするという位置付けの森林づくり県民会議にもご出席いただいておりますが、この数字を見ての反応といたしますか、県民会議がきちんと機能しているかも含めて、ご意見をいただけますか。

(堀越委員)

県民会議では、活発な意見交換がなされています。

各地域会議からあがってきている意見も踏まえて県全体の意見交換がなされているわけですが、活動内容ではなく、数字のみを申し上げますと、平成27年度の実績でみると税収の半分が基金として残っていると、そういった点から、果たして確実な事業の執行がなされているのかということをおの疑問として投げかけさせてもらっています。一つ一つの事業については、みなさん前向きな意見が多いかなという感じです。

(青木座長)

基金残高の累増には危機感が強いのですが、県民会議でその意見を言われた時の反応はいかがでしたか。

(堀越委員)

私は数字の専門家ですから、数字を見れば、ああ、ここ、と目につくのですが。このような実態で、果たして森林税の継続が県民に受け入れられるのか、という意見は出ました。

(青木座長)

その部分はまともかな、と思います。県民会議は直接森に携わる方々が多いようですので、我々の方が客観的に判断できるかな、と。山に関係する県民会議と税に関わる我々と、お互いに森林税のチェックをしていくのがよいと思います。

我々は、この数字を見てどう考えていくのか、今から先生方にご意見いただきたいと思っています。4点が守られているのが気になるところです。できましたら、この4点を意識しながら、ご意見いただければと思います。目標を満たしていない部分、搬出間伐についていかがでしょうか。

(水本委員)

県民に森林税をお願いしておいて、不正が行われた。責任を感じ、研究会委員をお断りしたいと申し上げたこともあります。不正はありますし、税収の3分の1が使われていないという1月13日付の信濃毎日新聞を見まして、その後、この資料が送られてまいりました。基金残高が、森林税の未消化部分が約3.4億円もある。平成28年度末にはさらに1億円が積みあがり、約4.5億円が未消化となる。国庫補助対象外の小さいところしか残っていない、との事ですが、時間もかかるのでしようが、国庫補助金が使えない部分に振り向けるべきと思っております。

資料4の7ページについて、目標達成が難しい状況。今後の見通しについてお聞きします。

(宮森林づくり推進課長)

最初に、「みんなで支える里山整備事業」でございます。間伐面積、計画通りにいっておりません。所有の細かい、難しいところが残っている状況です。これについて、国の補助要件が厳しい状況もございまして、9ページをご覧くださいまして、平成27年度より平成28年度には税単独事業を増やし、こちらの方でできる限りの対応に努めているところです。平成28年度、29年度と事業主体の要望自体はあるのですが、やってみると、同意が得られなかったりして、要望よりも実績が下がってしまう実態もあります。要件の厳しい国庫事業よりも税単独事業を増やして面積を確保したいと努めているところです。

(青木座長)

ありがとうございます。まだ、納得できる説明ではありません。目標を掲げておいて、

達成できないのはなぜですか。そもそも、目標設定がおかしいのでは、と誰もが考えるところでは。この部分は続きでやることにして、先生方、県民目線でご意見をお願いします。

(三井委員)

搬出間伐、切り捨て間伐にも関係すると思いますが、事業者の話を聞いたことがありますが、道を確保しないと安全に作業ができないと。道の予算がつかない、もしくは不十分だということが、間伐が進まない理由だ、と聞いたことがあります。この対策はどのようなになっていますか。

(宮森林づくり推進課長)

ご指摘のとおり、搬出間伐を進めていくには作業道整備が不可欠です。しかし、森林税は財源が限られていることから、作業道に大金を回すと本来の森林整備にお金が回らないという状況もあり、基本的に森林整備にお金をつけるということでやっております。国庫補助では作業道整備と森林整備がセットになるが、森林税単独事業では作業道整備にはお金が出せない、これが整備が進まない課題になっているところでございます。

(三井委員)

税金の細かい使い方までは分からない点もあるのですが、今のお話で、例えば、森林税を使って必要な道路を優先的に整備し、国庫補助事業も含めて周辺の整備に使えないのですか。

(長谷川森林政策課企画幹)

資料4の10ページをご覧ください。第2期の里山整備にあたり、税と税以外の使い道、特に道の部分についての考え方について説明いたします。

大きく里山について、将来的に林業経営が可能である場所と、木の状態や傾斜の状態を考慮して将来的にも経営が難しい場所が現実的にあります。特に搬出間伐への転換を掲げる中で、まずは林業経営が可能な場所を考えました。その中で、搬出間伐をやっていくには作業道整備と一体的に進めていくことが不可欠です。

最終的にはこのような整理をいたしました。本格的な搬出間伐が可能で相応の木材収入が得られる場所は高率の補助を行わなくても事業が可能であろう、自立を促すにも森林税の嵩上げはせず、これは国庫補助の仕組みの中でやっていこうと。ここについては一体的に道の整備が可能です。メインの搬出間伐はこの事業で実施されてきております。長野県の間伐材の搬出率は里山に限らずどんどん向上しております、そういった意味で国の施策、県の施策は効果が上がっていると考えております。一方で、そうはいつでも現時点では本格的な搬出が難しいが、国庫補助の路網整備をしながら将来的には自立できるある程度のまとまりがあるところについては、今はつらいでしょうから少し高率の補助を入れるということで①の切り捨て間伐ですが、税事業で少し厚めの手当てをさせていただいて切り捨て間伐を行うというような大きな仕分けをしております。併せて①の場所であっても少しは有効利用できるのではないかと、それも自立につながる道ではないかと、というものについては④で搬出支援ということで、少し低質な材であってもバイオマス利用・薪の利用のために出してくれと、それが地域づくりになるのだということでやらせていただいております。

さらに里山で林業経営が困難な場所につきましては、切り捨て間伐をメインに、将来は手のかからない山に変えていく、いつまでも間伐するのではなく自然の推移に任せられる山にしていく、そこにつきましても、条件は厳しいのですが可能なものは搬出していこう

と④を組んでいる状況です。

道の整備は非常に高額な費用がかかります。6億円の税収をどこに重点的に配分するか、という中で道の整備については国庫補助をお願いしている状況でございます。

(青木座長)

論理的な検討をいただいたのだとは思いますが、他方で税収が半分以上も残っている状況で、なぜ工夫しないのかという疑問が残ります。道路整備をしなければ、搬出間伐が進まないということは4年半前にも分かっていたことなのになぜやらなかったのか。だんだん数字が落ちてきているのになぜ改善しなかったのか。最終年度に差し掛かり基金が増えたので、慌てて最後で、やばい、使わなければ、というふうにも見える。県民の方々がこのあたりをどのように判断するのかということだと思えます。ただ、今のお答えは大変分かりやすかったです。ありがとうございました。

堀越委員、今日はちょっと多くお願いしますが、この点でご意見ご質問いただければ。

(堀越委員)

1つ質問があるのですが、資料3-2の20ページに本県の民有林全体の間伐面積目標が94,000ヘクタールのうち森林税活用分が15,000ヘクタールと記載されています。現在、森林税で間伐した面積が平成28年12月までの実績で8,280ヘクタールということですが、森林税を活用せずに間伐した面積はどのくらいですか。

(宮森林づくり推進課長)

間伐の実績でございます。15,000という数字につきましては、森林税を活用した里山整備の目標として計画を作ったものでございます。県全体の間伐は、奥山を含めた数字になりますが、平成26年で1万6,761ヘクタール、平成25年で約2万2,000ヘクタールです。毎年2万ヘクタール程の間伐が行われています。

(堀越委員)

里山整備の目標が15,000ヘクタール。やらなければならない目標面積というのはあるのでしょうか、実際に間伐可能な面積で目標を作り予算を組むべきだと思います。目標と実績の間にかい離がある。これが基金が残る一つの要因なのかなと思います。

(青木座長)

ありがとうございます。普通に考えますと、今おっしゃっていただいたことは正論です。先ほどもちらっと申し上げましたが、目標設定が一番の課題になります。次回、4年半前の積算根拠を詳細にお示してください。今お答えいただいても厳密な数字・資料はないでしょうから。4年半前、我々はこの辺のデータ・資料を一切見せていただけませんでした。今回は誠実に資料を、積算根拠をお出しいただきたい。そもそも目標面積ありきだったのではないですか、というのが堀越委員のご指摘です。そのあたりが一番核で残るかなと思います。

(沼尾委員)

先に質問です。先ほどの資料4の10ページ、森林税対象外国庫補助事業で補助率7/10、森林税活用事業で補助率9/10とのことですが、これは、国庫補助率は全部同じで、森林税を2/10入れて、地元負担が1/10ということですか。事実確認をさせていただきます。

(宮森林づくり推進課長)

国庫補助事業は、だいたい国が5/10、県が2/10、事業によって率は若干違いますがそのような形でやっております。資料4の11ページに絵がございますのでご覧ください。国が51パーセント、通常はそこに県が19パーセント乗せて7/10。この県の部分に森林税を入れて県分を39%にして全体として9/10。残りの10%が所有者負担です。③の県単独事業は全額森林税で負担して補助率9/10です。

(沼尾委員)

ありがとうございます。実は4年半前の議論の時に、本来ですとこうした独自の超過課税をする際には、県独自の財政需要がどこにあって、それがいくらくらいだから税率これくらい、税金これくらいとりましょう、その分県民に超過でお願いしましょう、というふうに財政需要を見積もってから負担額を決めていくところなのですが、実際には森林のどういった事業にどのくらいの財政需要があるという説明がなく、ザックリこのくらい、とやったものですから。そのブラックボックスみたいな体質が、補助金不正と根っこでつながるのではないかと座長おっしゃっているのではないかと思います。そこをきちり確認した上で財政需要との見合いで、県民が理解をしたうえで県民税を続けるのか続けられないのか、税率・税額を見直すのか、ここでオープンにしていくのが県民への説明責任を担保するためにも重要と思っています。

私、非常にショックだったのが、超過あるいは法定外税は、通常、補助裏には入れないのが作りこみです。国庫補助が取れたということは、補助裏について交付税措置されたはずで、なぜその分を超過課税で負担するのか、ということは問われます。つまり超過課税を投入したということは、交付税措置された分について、別途福祉なのか教育なのか、どこかに回ったということも言えるわけで、これは県民に問われるだろうと思います。そのことも含めて、補助裏部分は地方交付税が来るかもしれないけれど、森林整備を強化するという意味で、県民としては、超過課税部分を補助裏に入れることも構わないというふうに、理解が得られればいいんですけど。通常は、地方交付税で国から財源保障されている部分について、なぜ超過課税で県民が負担するのか、という議論になります。そのように森林税分を補助裏に入れていいのかなと気になったことがまず第1点。

※補助裏：地方自治体が行う事業のうち、国庫補助金を除いた自己負担分の通称。

(青木座長)

重大な問題ですのでちょっとここで1回聞いてみましょう。実は大変に重大な問題で、どこの県でも超過あるいは独自税を入れるときには一般財源に充てる。私と沼尾先生、神奈川県で一緒しましたが、国庫補助事業と単独事業を一覧表で色分けしました。長野県では第1期、第2期ともにその資料がないわけです。改めてこの時点で大問題化し、今、初めて補助裏に入れていることを聞きました。財政課長にも聞かないといけないのかな、総務部長もいないし、どなたにお聞きすればよいですか。そもそも第1期からずっとこのやり方なのですか。

(長谷川森林政策課企画幹)

第1期から事業費を算定するにあたって、一部は国庫補助が充てられる部分があるだろう、そして県費として必要な費用はいくらなんだと算定をしたと認識しております。

(青木座長)

実は大問題ですので、次回お聞きします。

(沼尾委員)

超過を行うのは、そもそも交付税が入らない部分、というのが制度上の建て付け。それを県民から追加の負担でいただくということについて、どう説明していくかということだと思います。改めてここで整理をしておくのが大切だとお伝えしたいのが1点。

こういう形で里山整備をしていく時に、それが目標に到達しなかった、現場の事情というものがあると思うのです。これから推進していくために必要な財政需要がどこにあるのか。先ほど、三井委員もおっしゃっておいででしたが、林道整備だとこれは補助対象事業なので、ここには入れ込みにくいのかもしれないのですが、担い手育成などいろいろな財政需要があると思うのですが、目標を達成するためにはどこが足りないのか精査をしたうえで、切り捨て間伐から搬出間伐に行くために必要な取り組みをきっちり目標として作りこんでいくと。それをオープンにした上で追加的な財政需要は何か、県民税を更新するのかわからないのか、税率をどうするのか、プロセスとしては大切だと思いました。

(宮森林づくり推進課長)

森林整備に対する普通交付税は特別交付税のようにやればやっただけ交付されるものではありません。基準的な団体で普通に森林整備を行う場合にいくら必要なかということが基準財政需要額で算定されるものでございます。用途限定ではなく、林業政策何にでも使っていいというものです。長野県の森林整備に関する基準財政需要額については計算しておりませんので、長野県の予算額とどうということは今、説明できません。

(沼尾委員)

私は、基準財政需要額と一般財源額が一致していなければならないと申し上げたのではありません。超過課税を導入する場合には、交付税で算定される標準的な財政サービスを超える特別な財政需要があることが要件で、補助事業の裏負担分は標準的な財政需要として交付税算定されているはずだと申し上げただけです。法律違反ではないですが、きちんとした手続きを経るとともに、県民に説明すべきだと申し上げたのです。

(青木座長)

要するに、県民をだましているというわけです。地方財政計画上は、交付税として算定されているのに、これがないような形で県民に説明しちゃっている。交付税で算定されているにもかかわらず、超過課税をしているというのが事実です。これは致命的な瑕疵に相当しますので、次回以降も掘り下げていきます。

(沼尾委員)

だましているとはまでは申し上げておりませんが・・・。補足いたしますが、他県で補助裏に超過課税を入れているところもあります。その場合はきちんと説明をしています。本来であるならば、補助事業で一般財源化されているのだが、施策を優先すべきと説明したうえで一部入れているところも実際にあります。この点をクリアにせず、説明もせずに入れているのは、ちょっと違うと思います。

(堀越委員)

正直県民が、そういう知識を持ち合わせているかということはあると思うのです。それとは別に、現場から上がってくる声として、国庫補助事業でやると自分たちで思っているような事業が実施できない、むしろ森林税においては県独自の事業に向けてほしいとの要

望はあります。

(青木座長)

非常にノーマルなご意見です。この点も含めると、第2期の目標設定がそもそも正しかったのか。我々は関与していませんが、第1期の森林税の考え方をお聞きせざるを得ないのかな。この体たらくを見ますと第1期からやっていることがピントがずれている上に、森林税はそもそも必要だったのか、というのが感想です。次回は第1期の時、どういう根拠でこれが必要となったのか、古い資料ですが、やっていけばあるはずなのでお示しいたきたいと思います。

森林税の先行である高知県や神奈川県では厳密な審議をしています。なぜ必要なのか、一般財源との違い、国庫補助事業との違い、県民に超過でお願いする必要性について長時間議論したわけです。長野ならではの理由をお聞かせいただくのが次回への宿題ということでお願いします。

資料4の15ページに支援対象の見直しを行うとありますが、第1期では何にでも使えるものだったのを第2期で用途を3つに限定したと。この表現がお役所的で。「〇〇の森づくり」とみんなまとめちゃっているのですが、具体的な基準は何ですか。

県税としてとっていて、県の責任が強いのですが、対象事業の選定を地域会議に丸投げしている感が強い。地域会議を疑っているわけではないのですが、このやり方で県の説明責任を果たしているのですかということをお聞きします。

(小山森林政策課長)

森林政策課長の小山でございます。よろしくお願いいいたします。目的として何のために使うかを明確化し用途をご覧の3点にしております。地域会議にお聞きする前には、県で目的に合うかチェックし、この地域で重点的に行っていくべきは何か地域会議に選定していただいております。

(青木座長)

申し訳ないのですが、私にはほとんど分かりません。市町村からの要望が上がってきたときに選定する具体的な基準とは何ですか。

(小山森林政策課長)

すみませんでした。事業ごとに基準を決めております。例えば、「みんなの暮らしを守る森林づくり」では間伐補助事業における市町村の嵩上げを行う事業、松くい虫防除に資する取り組み、景観形成に資する取り組みなど、事業毎にそういった項目をあげて判断している状況です。

(青木座長)

具体的にそれは信用するに足る基準なのですか。公表できますか。

(小山森林政策課長)

公表できます。

(青木座長)

それでは、次回、資料提出をお願いいたします。

それともう一つ、地域会議のメンバーはどんな方で、どのように選ばれ、運営している

のか、事業選定する際の具体的な基準は何か。県税の使途を事実上選定していますので次回お示しください。

(小山森林政策課長)

各地域で、その事情を知った方々、必要な方々をお願いしています。例えば市町村、林業関係の方、消費者団体の方、NPO、ボランティアの方々、地域によっては公募でお願いするケースもあります。

(青木座長)

各地域で選んでいるというのは、地方事務所林務課ですか。

(小山森林政策課長)

そうです。

(青木座長)

何かあったら地方事務所林務課の責任であると。

(小山森林政策課長)

そうです。

(青木座長)

資料4の17ページ。第2期からの評価。先ほど課長のほうから、道がないということと人材がないということをさんざんお聞きしているが、17ページの説明では人材育成については順調だと。順調に進んでいるのですか。

(山崎技監兼信州の木活用課長)

信州フォレストコンダクターというのが県独自に、いわゆる伐採の技術に長けているという人ではなく、地域の森林をマネジメントできる人材を育てたいと。個々の技術者はいのですが、全体を統括しマネジメントできる人がいないということから、海外の、オーストリアの研修も対象に始めた事業です。

事業体の中からこの資格を取った人は、なかなか地域の森林と個別に向き合いづらい、との課題が出てきております。

一方で、国有林の市場の立場からコンダクターになった方が、国有林の材だけではなく、民有林の材も市場で取り扱うような改革をした、あるいは北信のほうでは、コンダクターのみなさんが連携して中国向けの材を取り扱うようになった、という事例も出てきております。全体としては、地域の皆さんとしっかり向き合うような仕組みというのを付加していく必要があると思います。

(青木座長)

目標と実績がこれだけ離れている原因として、人材不足はあまり関係ないということでしょうか。

(山崎技監兼信州の木活用課長)

長野県の林業従事者は、特に昨年は減ってきていて1,800人です。私どもの目標としたら2,500人から3,000人は欲しいところであります。そういう部分ではまだまだ担い手を育成

していく必要があります。

(青木座長)

今のお答えだと、順調、順調でない、どちらですか。

(山崎技監兼信州の木活用課長)

説明が不十分で恐縮でございます。森林のマネジメントをできる人がいなかったのも、そういう人達をコンダクターとして育成し、その方々が一定の活動を始めた、という点において順調です。

林業全体の従事者という点では不足しております。その部分への課題は、森林税以外で対応しておりますが、多くの課題を持っております。

(青木座長)

森林税を使った里山整備の中で、この表の中で人材育成順調です、とお答えいただいたので大変疑問に思いました。今日はどんどん課題を出していただきたいと思えます。

(沼尾委員)

課題出しになるかは分かりませんが。超過課税の難しさは、税は徴収を担う、財政課は予算を配分する、事業課は執行を担う、と3つに分かれているところ。超過課税は、追加負担していただく以上、こういう財政需要があって、これをどういう風に使いますということ併せて考えていかななくてはならない。この部分の手続きをオープンにし、そして成果を出していかななくてはならないということで、非常に手間がかかるわけです。議会の承認もとれたし、国庫補助も含めて超過課税の税収分は効率的に使うから、あとは徴収をよろしく・・とはいきません。逆に、事業の成果が見える、追加負担することで事業の成果がますます上がり、また、納税についての理解も深まる、というのは大変重要な仕組みであると思っています。ただでさえ行革で職員が減り、厳しい状況で運営されているのは分かりますが、財政民主主義は手間がかかるもの。こういうニーズがある、こういう課題がある、だから県民で負担して良い森にしていこうよというような、希望を持って税を負担できる政策や計画を打ち出すということがとても大事なんですね。ぜひそういうことをお考えいただきたいと思いました。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。次回に向けてのご要望をお伺いしました。

県民の方に申し訳ないとの責任感もありますし、余計に神経質に突っ込んで聞いてまいります。終わった後も気になることがありましたら、私並びに事務局へ投げかけていただければ。積極的にお願いいたします。県民の方に申し訳ないのと、怒り、心配を含めて、直すべきところの指摘はいたしますが、長野の森林並びに森林行政は大事なことで、補助金の不正があったからすべてがだめだというものではなく、このあたりをきちんと整理したうえでできる部分はきちんとやってください、と言うことが責任を果たすことだと思っております。

だいぶ厳しいことを申し上げましたが、責任感、義務感、県民の方へのお詫びでありますのでお許しください。

次回に向けて、まず第2期の目標が正しかったのか、積算根拠をお出してください。データに限らず、その当時どういうことを考えていたのかをお出してください。批判的に申し上げますと、この体たらくを予言可能だったのではないですか。そうではないというところ

を林務部ではおっしゃりたいはずですので、そこを伝えてください。

さらに、さかのぼって、長野にとって森林税って何なのか、いかなる議論がされ、どういう根拠で森林税を決めたのか次回、ご報告をお願いします。

最後に沼尾委員がおっしゃいましたが、誠実にお答えいただくのが県民に対しても、コンプライアンスを守るうえでも重要ですので、ぜひお願いいたします。

時間になりましたので、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

(須山企画幹兼課長補佐)

委員の皆様方には大変貴重なご意見、ご提案をいただきましてありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては整理をさせていただき、それを踏まえまして次回の研究会を開催させていただきたいと思っております。

4 閉 会

(須山企画幹兼課長補佐)

それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回長野県地方税制研究会を終了させていただきます。ありがとうございました。